

## 平成 28 年度 学校経営計画及び学校評価

## 1 めざす学校像

一人ひとりの笑顔が輝く和泉支援学校～わかり合う、支え合う、育ち合う～

- 1 安全・安心・清潔で、児童生徒が学習活動に専念できる学校
- 2 基礎的な体力、知識、技能およびコミュニケーション力を身につけ、共生社会の中をたくましく生き抜く力を養う学校
- 3 特別支援教育の「専門性」を蓄積・継承・発展させ、校内外に貢献する学校

## 2 中期的目標

## 1 特別支援教育のセンター的機能の強化

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のセンター的機能を一本化し強化を図る。

【担当：首席、指導教諭、いずみインクルーシブ教育推進センター、教務部、研究部、支援部、ICT 教育推進部】

- (1) 地域の学校と交流及び共同学習を推進する。また保護者ニーズを踏まえ居住地校交流を充実させる。
- (2) 関係機関（教育、医療、福祉、労働等）と連携・協力して地域のインクルーシブ教育システムを推進する。

## 2 障がい特性や発達状況に応じた教育の充実

教員の専門性を向上させ、教材教具の工夫・活用の促進を図り、児童生徒一人ひとりの障がいの特性や発達状況に応じた教育を実践する。

【担当：首席、指導教諭、総務部、研究部、支援部、ICT 教育推進部】

- (1) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の様式を活用しやすいものにし、実効性をより向上させる。
- (2) 児童生徒に対する視覚的支援の活用や構造化などを定着させるため、外部専門家の巡回による実践的研修を実施するとともに大学と連携をした研究を一層推進する。  
※地域の幼稚園・保育園、小中学校への支援の在り方を請負型から推進型にし、地域の学校が自らユニバーサルデザインの授業を確立できるように支援に努める。
- (3) 各教員の一層の授業力向上を図る。

## 3 生きる力の育成

自立心と規範意識を養い、社会参加に向けた生きる力の育成を図る。

【担当：首席、進路指導部、教務部、生活指導部、通学指導部】

- (1) 個々の生徒の希望と状況に基づく進路保障に向け、職場等の新規開拓に取り組む、また高等支援学校も含めた進路先の情報提供を小学部から行う。
- (2) 平成 25 年度に作成した和泉支援版キャリアプランニングマトリックスを活用した小学部～中学部～高等部の一貫した指導を徹底する。
- (3) 児童生徒の「生きる力」を育成するため、自主的な取り組みを推進する。  
※児童会・生徒会活動を通して自立心・自尊意識や公共心を高める。

## 4 安全安心な学校づくりの推進

【担当：首席、行事推進部、健康・安全部、生活指導部、通学指導部】

- (1) 防犯・防災計画及び危機管理マニュアルを毎年検証し、安全で安心な学校づくりを推進する。（作成したマニュアルは、HP に掲載する）
- (2) 健康教育（食育を含む）を推進する。
- (3) 子どもの人権保護（いじめ・個人情報保護・体罰禁止等）の取り組みを徹底する。

## 【学校教育自己診断の結果と分析・学校協議会からの意見】

学校教育自己診断の結果と分析 [平成 28 年 月実施分]	学校協議会からの意見
<p>＜保護者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○肯定(A+B)意見が、80%未満の項目</li> <li>・学校施設、設備、教材、教具の整備(設問1～3)</li> <li>特に学校施設設備については、壁面崩落があったため、危機感が高まっている。</li> <li>・関係機関との連携について</li> <li>昨年度も80%未満であったが、数字は昨年度より改善している。</li> <li>今年度より放課後等児童デイサービス利用についての会議も行っている。</li> <li>○記入意見について(全37件)</li> <li>・学校施設、設備、教材、教具についての意見・・・21件(小7件、中8件、高6件)</li> <li>・学年移行時の引き継ぎに対する意見・・・1件(中学部)</li> <li>・授業参観についての意見・・・1件(高等部)</li> <li>・学習指導についての意見・・・4件(小1件、中2件、高1件)</li> <li>・給食について・・・1件(高等部)</li> <li>・通学バスについての意見・・・1件(中学部)</li> <li>・教職員の移動についての意見・・・1件(高等部)</li> <li>・保護者の交流についての意見・・・1件(小学部)</li> <li>・教職員への感謝・・・7件(小2件、中1件、高2件)</li> </ul> <p>＜教職員＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○肯定(A+B)意見が、80%未満の項目</li> <li>・学校施設、設備、教材、教具の整備</li> <li>・情報の周知について</li> <li>・学校運営への意見反映</li> <li>・給食について</li> <li>・緊急時の対応について</li> </ul> <p>※今後、教職員間の意思疎通と共通理解の一層の深化を図ることが肝要である。</p>	<p>■第1回(平成28年6月8日実施)</p> <p>&lt;校舎の老朽化&gt; 雨漏りによって廊下がすべりやすくなり、早急の対応が必要。</p> <p>&lt;アレルギー食への対応&gt; 誤食を防ぐには、まず教員の情報共有、ダブルチェックをすることが大事である。加えて保護者とどう協議するかということも必要である。子どもにどのようなアレルギーがあるかという情報が入ってこないことには、その対応も難しい。PTA と協力して体制を整える必要があるのではないか。</p> <p>&lt;防災避難対策&gt; PTA では非常用持ち出し袋を用意しており、配付予定になっている。和泉支援学校が避難所になった場合に、一層安全安心な環境を整えたい。また1日分の薬は必ず保管するべきだとあるが、それは1日経てば応援がくるという前提である。実際はそうなるかどうかかわからないので、3日分の保管を考えなければならない。</p> <p>■第2回(平成28年11月16日実施)</p> <p>&lt;インクルーシブ教育の推進&gt; 支援学校の持っているノウハウや技術を地域の教員に提供することを、居住地校交流では重要視している。支援学校の教員も一緒に行き、授業を通して、地域の学校の教員が、障がいのある子どもへの支援の仕方を学習していくことが本来のねらいである。</p> <p>&lt;就労支援&gt; 就労・生活支援センターとの連携が一番力強い味方である。以前はハローワークがその業務を行っていたが、今はその中心は就労・生活支援センターである。就職後4～5年くらいで、離職する人も多く聞いてるので、学校が相談を受けることは、本人、保護者にとっては、とても安心できると思う。ぜひ続けてもらいたい。</p> <p>&lt;個別の教育支援計画・同指導計画&gt; 担当が保護者ときちんと合意形成をし、合意したことを個別の教育支援計画や指導計画に記載し、実際の指導をしていくことがそういったことへの対応となってくる。抽象的な表現でなく、合意した内容を具体的に記載する必要がある。書き方の研修会も行っていく必要があるのではないか。</p> <p>■第3回(平成29年2月15日実施)</p> <p>&lt;児童生徒増に伴う教室不足問題&gt;</p> <p>特別支援教育へのニーズが高まる一方で、少子化による地域小中高の児童生徒減が著しい現状がある。</p> <p>地域の小中高の空き教室をもっと特別支援教育のために活用すべきではないか。</p>

## 3 本年度の取組内容及び自己評価

中期的目標	今年度の重点目標	具体的な取組計画・内容	評価指標	自己評価
1 特別支援教育のセンター的機能の強化	1 地域の学校と交流及び共同学習の推進 2 地域や関係機関の連携強化	1 地域の小・中学校と交流及び共同学習を一層推進する。 (実施するための校内整備の検討を並行して行う) 2-1 地域のインクルーシブ教育の推進 地域や関係機関との連携を強め、それぞれの立場で主体的にインクルーシブ教育システムの構築を推進できるような体制づくりを進める。 2-2 地元自治会との連携強化 特に学校行事や生徒会活動、安全活動について地域と協働する。	1-1 小学部は、年度内に地域の小学校とモデル実施する。 (年2回) 1-2(ア) 中学部は、年度内に共同学習を教育課程や個別の教育支援計画、個別の指導計画に位置付ける。 (イ) 中学部の交流回数3回以上 2-1 泉北3市1町の教育委員会と「インクルーシブ教育システム推進会議」を学期に1回開催し居住地校交流、交流及び共同学習の促進を図る。 2-2 本校の行事ポスターを地域の掲示板に掲示していただく。	1-1 全学年で1回以上実施(◎) 1-2(ア)検討中(△) (イ)全学年実施(○) 2-1 市町指導主事と教頭の会議2回実施(5月と10月)(○) 2-2PTAとも連携して秋祭り、運動会等でポスター貼りを実施(◎)
2 障がい特性や発達状況に応じた教育の充実	教員の専門性および授業力の向上	1 関係機関や進路先との連携協力及び校内の引継ぎがより円滑に行えるよう「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」をスリム化・電子化し全校統一様式に改め、より実態に即した活用をめざす。 2 外部専門家による巡回相談を実施し、児童生徒の障がい特性を考慮した教育実践を進める。 3 生徒の実態や特性を個別の教育支援計画に反映させるためアセスメントを充実し、積極的に活用する。 4 教員の授業力向上 児童生徒のニーズに即した授業を行うため個別の指導計画を踏まえた授業計画を策定し、日々の授業実践に取り組む。また指導内容や方法等についてより実践的な研究・研修を推進する。 5 ICTを活用した授業を推進するため、校内外で実践を通じた研修を行う。	1 統一様式と活用法を全教職員に説明会等で周知徹底し、有効活発に活用する。 学校教育自己診断の「個別の教育支援計画」有効活用度肯定的評価85%以上(H27年度は81%) 2 教育実践報告会を年3回実施する。 3 昨年度から始めたS-M社会生活検査を中学部全生徒に行い、個別の教育支援計画に反映させる。 4-1(ア)各学部で部研修を7回実施する。 (イ)各教科会で実践発表を1回実施する。 (ウ)実践報告集を刊行する。 4-2 新転任教員に対し、計画に基づき年間8回以上校内研修を実施する。 5-1 ICTを活用した公開授業を年2回実施する。 5-2 ICTを活用した校内実践報告会を年2回行う。	1 有効活用度81% (前年度並み)△ 2 各学部(小中高)各1回、計3回実施(○) 3 中学部学年進行で1・2年生全員実施(○) 4-1(ア)各部4回、計12回実施(◎) (イ)2月に公開授業研究発表会実施(◎) (ウ)3年に1度刊で、今年度の刊行せず(△) 4-2 8回実施(◎) 5-1 2回実施(◎) 5-2 2回実施(◎)
3 生きる力の育成	1 卒業後を見据え、個々の児童生徒に合わせた進路指導の充実 2 児童・生徒の自尊意識の向上	1-1 進路指導部が中心になり職場実習先、就職先の新規開拓を進め、就職希望生徒全員の就労をめざすまた、外部機関とも連携しながら定着指導を徹底する。 1-2 平成25年度に作成したキャリアプランニングマトリックスを教育課程に位置付ける。 1-3(ア)進路ニュースを定期的に発行し、小中学部を含む全保護者に配付する。 (イ)保護者のニーズを把握し、ニーズに応じた施設見学会を実施する。 (ウ)PTAと連携した進路講演会を実施する。 1-4 教員の進路指導の実践力の向上をはかる。 2 児童会活動・生徒会活動等の活性化を図り児童・生徒の自尊意識を高める。	1-1(ア)新規及び既存を含めて10社確保する。 (イ)中学部・高等部生徒の進路ニーズ90%以上達成する。 (ウ)就労と大阪障害者職業能力開発校進学あわせて5名以上をめざす。 (エ)引き続き卒業後3年間の離職率を15%以内とする。 1-2 年度内に教育課程に位置付ける。 1-3(ア)進路ニュースを学期に1回発行する。 (イ)進路先見学会を夏季休業中に1回実施する。 (ウ)卒業生や保護者等を講師に迎えて講演会を2回実施する。 1-4 進路指導部による校内進路研修を年2回開催する。 2-1 学校周辺の清掃作業を月2回実施する。 2-2 朝のあいさつ運動を高等部自力生が中心になって学期に1回以上行う。 2-3 活動の様子を学校行事等のチラシなどを通じて地域に発信する。	1-1(ア)7社確保(必要数確保)(○) (イ)進路ニーズ98%達成(○) (ウ)就労5人、訓練校3人、計8人(◎) (エ)3年間の離職者3名、13%(○) 1-2 職業コースの授業に反映(○) 1-3(ア)7月発行、2学期分が3学期にずれ込んだ(△) (イ)7月実施、又保護者向けは9,10,11月に6か所で実施(◎) (ウ)6月に卒業生3人を向えて実施(○) 1-4 7月に1回実施(△) 2-1 月2回実施した(◎) 2-2 各学期1回実施(◎) 2-3 2学期3回実施(◎)
4 安全安心な学校づくりの推進	1 防犯・防災への備えの推進 2 健康教育の推進 3 子どもの人権保護の取組の徹底	1-1 警察の協力を得て、教職員対象の実践的防犯訓練を実施する。 1-2 教職員による実践的な行方不明対応訓練を実施する。 1-3 教職員、PTAによる施設安全点検を定期的に行い、一層迅速に対応する。 1-4 より実際に即した避難訓練を実施する。 (条件付きの避難訓練の検討・実施) 2-1 健康教育の内容の充実を図るため、保健だよりや食育ニュースを定期発行する。 2-2 児童・生徒の健康状況等を把握する。 3-1 教職員対象の子どもの人権保護の研修を実施する。 3-2 各種規定・マニュアルについて、社会状況を反映したものにすため毎年見直しを行う。	1-1 年1回実施する。 1-2(ア)年1回実施する。 (イ)多様な生徒への指導・支援の在り方を検討し、年度内に対応指針をまとめる。 1-3(ア)学期に1度の点検を実施する。 (イ)避難袋を1学期中に整備する。 1-4 条件付きの避難訓練を行う。 2-1 月1回発行する。 2-2 健康チェック表に基づき児童生徒の様子を毎日管理職に報告する。 3-1 課題別に学期に1回(年計3回)、実際に即した内容で実施する。 3-2 大阪府の対応指針に基づき個人情報保護規定を1学期末までに改正する。	1-1 7月に実施(○) 1-2(ア)5月に実施(○) (イ)安心カードを整理した(○) 1-3(ア)6月に実施(○) (イ)整備済み(○) 1-4 1月に訓練開始時刻を明確にしないより実践的な訓練を実施(○) 2-1 発行した(○) 2-2 常時行っている(◎) 3-1 4月、6月、7月に(計3回)実施(◎) 3-2 3学期末に改正・施行(○)